

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 受講者および受講料</p> <p>1. 受講資格は普通自動車以上の運転免許証の保持者とする。 <u>ただし、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、J A Fスポーツ資格登録規定第2条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。</u></p> <p>2. （略）</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 Aライセンス講習会</p> <p>第13条～第17条（略）</p> <p>第18条 講師の選定</p> <p>講師は自動車競技の諸規則に精通した者ならびにレーシングの実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、J A Fの承認を得るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 受講者および受講料</p> <p>1. 受講資格は普通自動車以上の運転免許証の保持者とする。 <u>ただし、<u>身体</u>の障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会</u>の主催者は、J A Fスポーツ資格登録規定第2条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。</p> <p>2. （略）</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 Aライセンス講習会</p> <p>第13条～第17条（略）</p> <p>第18条 講師の選定</p> <p>講師は自動車競技の諸規則に精通した者ならびにレーシングの実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、J A Fの承認を得るものとする。</p>

1. ～3. (略)

4. 走行実技の講師：国際競技運転者許可証A、B、C-Cの資格保持者
または国内競技運転者許可証Aの資格保持者でJAFが特に認めた者

5. (略)

第19条 受講資格および受講料

1. ～5. (略)

6. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、JAFスポーツ資格登録規定第条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

第20条～第24条 (略)

第3章 (略)

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第43条 (略)

第44条 講師の選定

講師はソーラーカー競技に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、JAFの承認を

1. ～3. (略)

4. 走行実技の講師：国際競技運転者許可証A、B、Cの資格保持者または国内競技運転者許可証Aの資格保持者でJAFが特に認めた者

5. (略)

第19条 受講資格および受講料

1. ～5. (略)

6. 受講者人員は原則として20名以上とし、実技科目の講師人につき受講者は10名以内を原則とする。

なお、身体の障がいのある者から受講申込があった場合、講習会の主催者は、JAFスポーツ資格登録規定第条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

第20条～第24条 (略)

第3章 (略)

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第43条 (略)

第44条 講師の選定

講師はソーラーカー競技に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱し、JAFの承認を

得るものとする。

1. ～2. (略)

3. レーシング講義の講師：国際競技運転者許可証A・B・C-Cの所持者または国内競技運転者許可証Aの所持者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第45条 受講者及び受講料

下記の1. または2. の事項を満たす者。

ただし、何らかの障がい者手帳を持つ者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、JAFスポーツ資格登録規定第条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

1. (略)

2. (略)

第46条～第49条 (略)

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日より施行する。

以上

得るものとする。

1. ～2. (略)

3. レーシング講義の講師：国際競技運転者許可証A・B・Cの所持者または国内競技運転者許可証Aの所持者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第45条 受講者及び受講料

下記の1. または2. の事項を満たす者。

ただし、身体障がいのある者から受講の申込があった場合、講習会の主催者は、JAFスポーツ資格登録規定第条に基づき、受講に先立ち許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

1. (略)

2. (略)

第46条～第49条 (略)

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2021年4月1日より施行する。

以上